

議員提出議案第 1 号

障害者の活動に対する支援制度の充実に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

墨田区議会議長

沖 山 仁 様

提出者	墨田区議会議員	田 中 邦 友
	同	福 田 はるみ
	同	加 藤 拓
	同	坂 井 ユカコ
	同	加 納 進
	同	と も 宣 子
	同	高 柳 東 彦
	同	西 村 孝 幸
	同	堀 よしあき

障害者の活動に対する支援制度の充実に関する意見書

障害者（児）の日中活動に関する支援体制は、特別支援学校卒業を機に「児童福祉法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の適用に切り替わります。この結果、学齢期においては、放課後等デイサービス事業により、平日午後6時頃まで家庭以外で集団生活や交流の場が整い、親の介護負担の軽減と社会との関わりが保障されているものの、卒業後は、この夕方の時間帯における活動の場が少ないことから、通所施設と家との往復だけとなり、家族以外の人との関わりが減り、社会人として自立する年齢になったときにスムーズに移行できないのではないかといった不安の声が広がっています。また、家族が介護のために仕事を辞めざるを得ないなどの課題が発生しています。

このような中、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき政府が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において、法の基本的な考え方として「日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である」と明記されています。

同法の目的・理念を達成するためには、幼少期から高校卒業以降、成人に至るまで切れ目のない支援が必要です。しかし、高校卒業後の障害者の活動に対する夕方までの公的な支援制度がありません。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、夕方までの預かりを含む、障害のある青年・成人の日常生活及び社会生活に対する総合的な支援制度を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」における地域生活支援事業として位置付け、十分な予算措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年3月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} あて